

# **島根県設計・測量・調査等 業務成績評定要領**

(平成31年4月)

**島根県総務部  
島根県農林水産部  
島根県土木部**

## 島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、島根県総務部、農林水産部及び土木部の所掌する設計・測量・調査等業務の成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる設計・測量・調査等業務（以下「委託業務等」という）は、原則として1業務の委託金額が100万円以上の委託業務等のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、維持管理業務、災害調査業務、緊急に必要な業務、その他特殊な業務等で、当該委託業務等を所掌する総務部、農林水産部若しくは土木部の課長（室長）（以下「課長（室長）」という。）又は地方機関の長（以下「所長等」という。）が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。  
(イ) 「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」（平成17年4月1日施行）に定める委託業務等  
(ロ) 建築に関する設計業務又は診断業務（以下「建築設計業務等」という。）

### (評定者)

第3 委託業務等の評定者（以下「評定者」という）は、課長（室長）又は所長等が指定した完了確認検査員、総括監督員及び主任監督員又は監督員とする。

### (評定の時期)

第4 評定者は、委託業務等が完了したとき、それぞれ評定を行う。

### (評定の方法)

第5 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。  
2. 評定は、委託した業務の主たる内容により「地質調査・測量・調査業務成績考查表」（様式第1号）、「設計業務（概略〔予備〕設計）成績考查表」（様式第1号）、「設計業務（詳細設計）成績考查表」（様式第1号）のいずれか一つで行う。  
3. 評定方法は別紙「考查基準」により行う。  
4. 前2項の規定にかかわらず、総務部及び土木部建築住宅課が所掌する建築設計業務等の評定は、別に定める建築設計等委託業務成績評定基準による。（第6について同じ。）

### (評定の報告)

第6 評定者は、第5の「業務成績考查表」（様式第3号）の結果を「委託業務成績評定表」（様式第2号）に記載し、完了確認検査調書に添付して課長（室長）又は所長等に報告する。

(評定結果の通知)

第7 評定結果は、島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領により、速やかに通知する。

(評定の修正)

第8 課長（室長）又は所長等は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2. 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受託者に通知する。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2. 当該委託業務等を所掌する課長（室長）又は所長等は、前項による説明を求められたときは、書面により回答する。

3. 前2項の事項については、第7又は第8の通知において明らかにする。

(評定結果の公表)

第10 評定結果は、島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領により、速やかに公表する。

(島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領)

第11 島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領については、別紙1による。

(附則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 別紙1

### 島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領

#### （目的）

第1 この要領は、島根県総務部、農林水産部及び土木部の所掌する設計・測量・調査等業務（以下「委託業務等」という）の成績評定点の通知及び公表に関する事項を定めることにより、委託業務等に関する技術水準の向上に資するとともに、品質の確保を図ることを目的とする。

#### （対象委託業務等）

第2 評定点の通知及び公表の対象とする委託業務等は、島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領（以下「評定要領」という）第2に規定された評定の対象委託業務等とする。

#### （評定点の通知及び公表）

第3 課長（室長）又は所長等は、評定者から完了確認検査の業務成績評定表が提出されたときは、遅滞なく受託者に対して委託業務成績評定通知書（様式第4号）に項目別評定点表（様式第5号）を添付して評定結果を通知する。ただし、営繕課及び建築住宅課が所掌する建築設計業務等に係る様式については、別に定める。

2 通知した委託業務成績評定通知書（様式第4号）の写しに項目別評定点表（様式第5号の2）を添付して、閲覧による方法により速やかに公表する。ただし、建築設計業務等に係る様式については、別に定める。

なお、閲覧に供する期間は、業務完了年度を含め2年度とする。

3 評定要領第8に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

#### （説明請求）

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、当該委託業務等を所掌する課長（室長）又は所長等に評定点について説明を求めることができる。

#### （説明請求の提出）

第5 第4の書面の提出先は、当該委託業務等を所掌する課長（室長）又は所長等とする。

(説明請求に対する回答)

- 第6 当該委託業務等を所掌する課長（室長）又は所長等は、評定点の通知を受けた受託者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答する。
- 2 当該委託業務等を所掌する課長（室長）又は所長等は、前項の回答をする場合、島根県委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の島根県委託業務成績評定評価委員会は、「島根県工事成績評定要領」（平成17年3月3日付け技第700号）に基づき設置された島根県工事成績評定評価委員会と兼ねることができる。
- 4 島根県工事成績評定要領別紙5の「島根県工事成績評定点通知実施要領」の別紙6「島根県工事成績評定評価委員会規程」における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えることができる。

附則

- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年6月1日から施行する。
- この要領は、平成24年1月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。